県有財産（香川県警察本部
詰田川待機宿舎）売却の
一般競争入札説明書

令和８年１０月

香川県総務部財産経営課

一般競争入札による売却手続の流れ（概要）

公告	令和８年１０月２６日（月）
現地説明会	令和８年１１月４日（水） ・午前１０時００分開始 【集合場所：現地（香川県警察本部詰田川待機宿舎）】
質問受付	令和８年１１月４日（水）から１１月６日（金）まで 【質問方法：電子メール】 （アドレス　zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp） 回答　令和８年１１月１１日（水）予定 【回答方法：県のＨＰに掲載】
入札参加申込	令和８年１１月９日（月）から１１月２０日（金）まで 午前９時から午後５時まで　持参又は郵送 【場所：香川県財産経営課（香川県庁本館１０階）】
入札	令和８年１１月３０日（月） 受付　午前１０時００分から午前１０時２０分まで 入札　午前１０時３０分から 【場所：香川県庁舎本館１０階　会議室】
契約保証金	令和８年１２月７日（月）までに納付
契約	県から契約書の案の送付を受けた日から５日以内 （休日の日数は、算入しない）
入金・引渡し	入金　：契約日から３０日以内 引渡し：入金を確認後、直ちに
所有権移転登記	入金を確認後、速やかに手続を開始

目　　次

ページ
１　県有財産（香川県警察本部詰田川待機宿舎）売却の一般競争入札について・１
２　売却物件の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　最低売却価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　入札に参加することができない者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　入札参加の申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
６　現地説明会の日時、場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
７　入札保証金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
８　入札及び開札の日時、場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
９　入札日の持参品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
10　入札の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
11　開札、入札結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
12　入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
13　落札者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
14　入札保証金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
15　契約保証金の納付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
16　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
17　売買代金の支払方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
18　所有権の移転、費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
19　契約に付す主な条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
20　その他の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

様式
「県有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書」（様式１）・・・・・・１１
「誓約書」（様式２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
「役員一覧」（様式３）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
「委任状」（様式４）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
「入札書」（様式５）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
「県有財産売買契約書（例）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

物件調書
物件番号１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

入札に参加される方は、次の事項をお読みの上、参加してください。

１　県有財産（香川県警察本部詰田川待機宿舎）売却の一般競争入札について
　香川県警察本部詰田川待機宿舎（以下「売却物件」という。）に関して、当入札説明書の入札参加条件を満たす落札者に対し、売却する。

２　売却物件の概要
〔物件番号１〕
（１）土地

	所在	登記地目	現況	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）
1	高松市木太町 2463 番 9	宅地	宅地	1,429.22	1,429.22

（２）建物

	構造	用途	床面積（㎡）	建築年
1	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建	共同住宅	592.83	昭和 54 年
2	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建	共同住宅	592.83	昭和 54 年
3	コンクリートブロック造 波形鉄板葺平屋建	物置・自転車置場	55.35	昭和 54 年
4	コンクリートブロック造 波形鉄板葺平屋建	物置・自転車置場	84.07	昭和 54 年

（３）工作物

	種類	数量
1	各種設備、囲障等	一式

※　入札物件のうち、一筆の土地のみを購入することや、２以上の者が別々に購入することはできません。

３　最低売却価格
　３７，９６０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

●注意事項

１　入札参加申込受付期間内（令和８年１１月９日～令和８年１１月２０日）に所定の方法により入札参加申込みをした方のみが、入札に参加できます。

２　最低売却価格以上の最高価格で落札した方に売却します。

３　入札後、下記の内容については、公表や問い合わせへの回答を行います。

①落札者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地（市又は町まで）
②落札者が個人の場合は氏名及び住所（市又は町まで）
③落札金額
④入札者数
⑤各入札者の入札金額
⑥入札日時
⑦入札物件の所在地、地目、面積　等
⑧入札執行場所
⑨最低売却価格　等

また、契約後、下記の契約内容については、公表や問い合わせへの回答を行います。

①契約者が法人の場合はその名称又は商号及び所在地（市又は町まで）
②契約者が個人の場合は氏名及び住所（市又は町まで）
③契約金額
④契約物件の所在地、地目、面積　等

※香川県情報公開条例第７条第１号に該当する個人に関する情報は、公表しません。

４　入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合があります。

●県有財産売却の一般競争入札に関する問い合わせ・入札参加申込先

〒７６０－８５７０
高松市番町四丁目１番１０号　　香川県庁本館１０階
香川県総務部財産経営課　ファシリティマネジメント・財産グループ
TEL　０８７－８３２－３０７４

４　入札に参加することができない者

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４の規定に該当する者

○地方自治法施行令抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第１６７条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○香川県が、３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加できないこととしている者

１　香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和５９年香川県告示第４５６号）による指名停止期間中の者

２　香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成１１年香川県告示第７８７号）による指名停止期間中の者

３　その他地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定による入札参加資格停止期間中の者

（２）本件入札物件に関し、地方自治法第２３８条の３第１項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた香川県職員である者

（３）香川県における「県有財産の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱第２条に該当する者

○「県有財産の売払いにおける暴力団等の排除に関する要綱第２条に該当する者

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

２　代表一般役員等（申込者の代表役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるもの

３　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの

４　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの

５　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

６　契約等の相手方が２から５までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるもの

７　２から５までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（６に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったもの

８　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号。以下「団体規制法」という。）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員である者

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、次に掲げる者は、除く。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

５　入札参加の申込

（１）入札に参加を希望される方は、入札参加申込受付期間内（令和８年１１月９日～令和８年１１月２０日）に、次の書類を添えて「県有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書（様式１）（以下「申込書」という。）」を提出してください。

申込書（様式１）及び誓約書（様式２）に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

（申込書の添付書類）

① 個人の場合	ア　住民票 イ　誓約書（様式２） ウ　印鑑登録証明書
② 法人の場合	ア　登記事項証明書（現在事項） イ　誓約書（様式２） ウ　印鑑証明書 エ　役員一覧（様式３）

注　住民票、登記事項証明書（現在事項）及び印鑑（登録）証明書は、発行日から３か月以内のものを添付してください。

（２）入札参加申込受付期間

申込方法	入札参加申込受付期間
持参の場合	令和８年１１月９日（月）午前９時から 令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
郵送の場合	上記期間内に、簡易書留により到達したものに限る。

注１　ただし、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第１号）に規定する県の休日に受付は行いません。なお、受付時間は、午前９時から午後５時までです。

２　電送による申込は受け付けません。

（３）申込先

高松市番町四丁目１番１０号　香川県庁本館１０階

香川県総務部財産経営課　ファシリティマネジメント・財産グループ

TEL　０８７-８３２－３０７４

（４）郵送の場合、次のいずれかに該当する申込みは受け付けできませんので、ご注意ください。

①　入札参加申込受付期間を過ぎてから本県に到達したもの

②　上記（１）の添付書類に不備があるもの

③　申込書、誓約書及び役員一覧の記載に不備があるもの又は記載が不明瞭なもの

④　入札参加物件の不明確なもの

（５）受付後、申込書の写しを、手渡し又は郵送いたします。

６　現地説明会の日時、場所

物件番号	日　　時	場　　所
１	令和８年１１月４日（水） 午前１０時００分開始 （１時間程度）	現地　香川県警察本部詰田川待機宿舎 （高松市木太町２４６３番９）

注１　現地で、物件について説明します。

２　開始時に入札手続き、入札物件等の概要を説明します。

３　受付は、１０分前から開始します。

４　予定終了時間よりも早く終了する場合があります。

７　入札保証金の納付

香川県から送付される納付書を用いて、入札金額の１００分の５以上に相当する金額を、入札までに金融機関で納付してください（最低売却価格の５％以上ではありません。）。

なお、入札保証金は、落札者となった場合に契約保証金や売買代金に充当しますので、領収書は大切に保管してください。

また、落札者が契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。

８　入札及び開札の日時、場所

物件番号	日　　時	場　　所
１	令和８年１１月３０日（月） 【受付】 午前１０時００分～ 午前１０時２０分 【入札】 午前１０時３０分	香川県庁舎本館１０階　会議室 （高松市番町四丁目１番１０号）

注１　受付時間内に来られない場合は、入札に参加できませんので、ご注意ください。

２　入札開始時間は、受付状況等により、多少前後することがあります。

３　開札は、入札終了後、直ちに行います。

９　入札日の持参品等

（１）申込書の写し（県から手渡し又は郵送したもの）

（２）委任状（代理人が入札を行う場合）

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、委任状（様式４）を提出してください。

（３）入札書（様式５）

再度の入札に使用する入札書も持参してください。

（４）印鑑

本人の場合は、申込書に押印された印鑑（印鑑登録をしている印鑑）、代理人の場合は、委任状に押印された代理人の印鑑を持参してください。

（５）封筒

入札書は封筒に入れて提出していただきます。入札書を入れる封筒を持参してください（物件番号１売却に係る入札書在中と表示のこと。）。再度の入札に使用する封筒も持参してください。

（６）入札保証金の納付を証する書面

納付した入札保証金の領収書（正本）を持参してください。

（７）筆記用具

再度の入札などに使用します。

10　入札の注意事項

（１）インク又は墨で必要な事項を記入し、記名押印した入札書を封筒に入れ、所定の入札箱に投函してください。

封筒には、「物件番号１売却に係る入札書在中」と表示してください。

（２）入札は、１人１通とし、入札者は他の入札者の代理人にはなれません。

（３）入札金額は、入札用紙に右詰めで物件の価額をアラビア数字（算用数字）で表示し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。

（４）入札金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

（５）事由のいかんにかかわらず、提出した入札書の取換え、変更又は取消しをすることはできません。

（６）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人名を記入し、代理人の印鑑を押印してください。

11　開札、入札結果

（１）開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者が開札に立ち会わない場合は、県が指定した者を立ち会いさせて開札しますが、その場合は異議の申立てはできません。

（２）開札した結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に口頭によりお知らせます。

12　入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

（１）上記４に掲げる入札に参加することができない者が入札した場合
（２）申込書等事前に指定した書類（委任状を含む。）を提出しない場合
（３）申込書の写しを持参しない場合
（４）入札者が連合して入札したと認められた場合
（５）入札に際し、不正の行為があった場合
（６）入札者が２以上の入札をした場合
（７）入札保証金の納付がない場合又は入札保証金が不足する場合
（８）入札書に氏名その他重要な文字又は押印が誤脱し、又は不明である場合
（９）入札書の金額を訂正した場合
(10) 本入札説明書に違反した場合
(11) 入札担当者の指示に従わない場合
(12) 郵便等による送付又は電送による入札
(13) 前各号に掲げるもののほか、入札者が契約担当者のあらかじめ指定した事項に違反した場合

13　落札者の決定

落札者は、最低売却価格以上で、最高の金額をもって入札した者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が２人以上ある場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

その場合、「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員が引いて決定します。

開札をした場合において、入札金額のうち最低売却価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。入札は原則として２回を限度とします。

売却決定額は、入札書に記載された入札金額とします。なお、入札書に記載された入札金額を、最低売却価格の構成比率に応じて案分、割り戻し、土地、建物、消費税及び地方消費税相当額の額を算出します。

入札の結果や契約内容については、公表や問い合わせへの回答を行います。

14　入札保証金の還付

入札保証金は、落札者以外の方には還付します。還付の手続については、別途お知らせします。

なお、落札者の入札保証金は、「契約保証金」に充当します。

15　契約保証金の納付

落札者は、香川県から交付される納付書を用いて、令和８年１２月７日（月）までに入札金額の１００分の１０以上に相当する金額を金融機関で納付してください（納入済みの入札保証金は、契約保証金に充当します。）。

落札者が期限までに契約保証金を納付しない場合は、落札はその効力を失い、

落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。
入金確認後、県から契約書の案を送付します。

16　契約の締結

落札者は、天災その他やむを得ない理由があると県が認めた場合以外は、県から契約書の案の送付を受けた日から５日以内（休日の日数は、算入しない）に別紙様式の県有財産売買契約書により契約を締結する必要があります。
落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

17　売買代金の支払方法

県の発行する納入通知書により契約締結日から３０日以内に残額を納入していただきます（売買契約締結の日から３０日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納入期限となります。）。

○　入札保証金・・・契約保証金に充当
○　契約保証金・・・売買代金の支払いが行われなかった場合には、県に帰属することになります。

なお、詳細については、落札者に説明します。

18　所有権の移転、費用負担

（１）売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。
（２）所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が買主の請求により所有権移転登記の嘱託を行います。
（３）売買契約書（県保管用のもの１部）に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

19　契約に付す主な条件

契約書には、次の条件が付されますので、ご注意ください。
なお、詳細につきましては、別紙様式の県有財産売買契約書をご覧ください。

（１）用途制限

①　落札者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
②　落札者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。
③　落札者は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供することはできません。
④　落札者は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第６条及び第 22 条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第８条に規定する車

券又はモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 10 条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用に供することはできません。

⑤　落札者は、法令や公序良俗に反する業の用に供することはできません。

⑥　落札者は上記①～⑤の用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸すことはできません。

（２）実地調査

上記（１）の履行状況を確認するため、県は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ることはできません。

（３）違約金

買受者は、上記（１）の条件に違反して契約を解除された場合は、売買代金の１００分の３０に相当する額を、上記（２）の条件その他契約書に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として県に支払わなくてはなりません。

（４）原状回復義務

落札者は、契約に定める義務を履行しないことにより契約を解除された場合には、売買物件を原状に回復して返還しなければなりません。

（５）損害賠償

落札者は、契約に定める義務を履行しないため県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなくてはなりません。

20　その他の注意事項

（１）物件の引き渡しは現況のままで行います。したがって、工作物（囲障等）及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。必ず事前に現地を確認し、その状況を承知の上、入札に参加してください。契約後に隠れた瑕疵が発見された場合でも、県は責任を負いません。

（２）建築物を建築するに当たっては、建築基準法等各種法令等の規制や開発負担金等が必要となる場合がありますので、事前に関係機関等に確認してください。

（３）入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について、利子は付しません。

（４）落札者の売買契約に関する予約完結権の譲渡はできません。

（５）入札結果や契約内容（物件の所在地、地目、面積、落札金額及び落札者が法人の場合はその名称又は商号等）を公表します。

（６）入札及び契約については、この説明書に記載しているもの以外は、地方自治法、同法施行令及び香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）に基づいて行います。

（７）現地説明会への参加はご自由ですが、不参加の場合でも、当該説明会で説明した事項は、全て了知しているものとします。

（様式１）

※受付番号

県有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書

下記の県有財産売却の一般競争入札に参加したいので、「県有財産（香川県警察本部詰田川待機宿舎）売却の一般競争入札説明書」記載の内容を了知の上、必要書類を添付して申込みます。

香川県知事　池 田　豊 人　殿

令和　　年　　月　　日

申込者　住　所
（所在地）

氏　名
（法人名及び代表者名）　　印

電話番号

［共有者がいる場合に記入してください。］

共有者　住　所

氏　名　　印

記

物件番号	所在地	種類 構造		数量	備考
1	高松市木太町 ２４６３番９	土地	－	公簿面積　1,429.22 ㎡ 【実測面積 1,429.22 ㎡】	樹木、工作物等を含む。
		建物	鉄筋コンクリート造 陸屋根３階建居宅 等	４棟	

県有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書（様式１）記入の注意事項

１　※印の「受付番号」欄は記入しないでください。

２　個人の場合は、住民票、誓約書（様式２）、及び印鑑登録証明書を各１部添付してください。

３　法人の場合は、登記事項証明書（現在事項）、誓約書（様式２）、印鑑証明書、及び役員一覧（様式３）を各１部添付してください。

４　共有による申込みの場合は、共有者の持分比率を氏名欄に記載するとともに、共有者全員の上記２、３に掲げる書類を添付してください。

５　押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

６　申込みの受付をした後、本書の写しを申込者本人にお渡し（送付）します。

７　入札会場への入場には、上記６で申込者本人にお渡しする受付済の本書の写しが必要となりますので、大切に保管してください。

　なお、入札会場には、申込者本人（共有の場合は代表者）又は代理人（代理人の場合は、委任状が必要です。）が必ず出席してください。出席がなかった場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ご了承ください。

（様式２）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

香川県知事　池 田　豊 人　殿

申込者　住所
（所在地）

氏名
（法人名及び代表者名）　　印

［共有者がいる場合に記入してください。］
共有者　住所
氏名　　印

令和８年１０月２６日付けで入札公告のありました県有財産（香川県警察本部詰田川待機宿舎）売却の一般競争入札参加申込みに当たって、下記のことを誓約します。

記

１　当該入札に係る「県有財産（香川県警察本部詰田川待機宿舎）売却の一般競争入札説明書」に記載されている入札に参加することができない者に該当しないことを誓約します。
２　当入札に対し、入札物件の状況、入札説明書の内容、入札説明等すべて承知の上で参加しますので、後日これらの事柄について香川県に対し、一切の異議、苦情を申し立てません。

注　誓約書に押印される印鑑は、印鑑登録をしている印鑑を使用してください。

（様式３）

役　員　一　覧

住所	
法人名	

役職名	（ふりがな） 氏　名	性別	住　　所	生年月日
（記入例） 代表取締役	（かがわいちろう） 香川　一郎	男	○○市○○町○○－○○	昭和○年○月○日

※　法人の役員全員について記載してください。

（様式４）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

香川県知事　池 田　豊 人　殿

委任者　住　所

（所在地）

氏　名

（法人名及び代表者名）　　印

［共有者がいる場合に記入してください。］

共有者　住 所

氏 名　　印

私こと都合により下記の者を代理人と定め、令和８年１１月３０日執行の下記の県有財産売却の一般競争入札（入札保証金の納付、還付請求及び受領を含む）に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所在地	種類 構造		数量	備考
1	高松市木太町 ２４６３番９	土地	－	公簿面積　1,429.22 ㎡ 【実測面積 1,429.22 ㎡】	樹木、工作物等を含む。
		建物	鉄筋コンクリート造 陸屋根３階建居宅 等	４棟	

受 任 者 印　　鑑		氏　名	

注１　申込者及び共有者が押印される印鑑は、申込書に押印された印鑑（印鑑登録をしている印鑑）を使用してください。

２　受任者が押印される印鑑は、入札書に押印する印鑑を使用してください。

（様式５）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

契約担当者
　香川県知事　池 田　豊 人　殿

入札者　住所
（所在地）

氏名
（法人名及び代表者名）　　印

代理人　　印

香川県会計規則及び県有財産売却の一般競争入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

金　額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札する物件

物件番号	所在地	種類 構造		数量	備考
1	高松市木太町 ２４６３番９	土地	－	公簿面積　1,429.22 ㎡ 【実測面積　1,429.22 ㎡】	樹木、工作物等を含む。
		建物	鉄筋コンクリート造 陸屋根３階建居宅 等	４棟	

注１　入札者の氏名は、法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名を記載して代表者印を押印すること。

２　代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人名を記入押印すること。

３　入札金額は、アラビア数字をもって消し難いもので記載するとともに頭書に￥の記号を付記し、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

４　入札金額は、訂正しないこと。

５　入札年月日は、入札の日を記載すること。

記 載 例

入　　札　　書

入札日を記載

令和　　年　　月　　日

契約担当者
　香川県知事　池 田　豊 人　殿

入札者の住所（所在地）、氏名（法人名及び代表者名）は、「県有財産売却の一般競争入札参加申込書兼受付書」と同一
※代理人の場合、代表者印は不要

入札者　住所
（所在地）

氏名
（法人名及び代表者名）　　印

代理人の場合、代理人の氏名を記載、押印（委任状の内容と一致すること）

代理人　　印

　香川県会計規則及び県有財産売却の一般競争入札説明書を承諾の上、下記のとおり入札します。

金　額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札金額の頭書に￥の記号を付記

入札する物件

物件番号	所在地	種類	構造	数量	備考
1	○○○○	土地	―	公簿面積　○㎡ 【実測面積　○㎡】	
		建物	○ 等	○棟	

注１　入札者の氏名は、法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名を記載して代表者印を押印すること。

２　代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書に代理人名を記入押印すること。

３　入札金額は、アラビア数字をもって消し難いもので記載するとともに頭書に￥の記号を付記し、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

４　入札金額は、訂正しないこと。

５　入札年月日は、入札の日を記載すること。

県有財産売買契約書（例）

売主　香川県（以下「甲」という。）と買主　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産を売買物件とする売買契約を締結する。

（売買物件）

第１条　売買物件は、末尾記載のとおりとする。

２　乙は、売買物件に工作物等が存在していることを承知して、現状有姿のまま、この物件を買い受けるものとする。

３　乙は、別に公表されている売買物件の物件調書の記載内容について、これを了解した上でこの物件を買受けるものとする。

（売買代金）

第２条　売買代金は、金　　円とする。

【県が算定した内訳を記載します。】

２　前項の売買代金の内訳は、次のとおりとする。

区分	金　　額
土地	円
建物	円 （うち消費税及び地方消費税　　円）

（契約保証金）

第３条　契約保証金の額は、金　　円とする。

２　前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

４　乙が第４条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払い）

第４条　乙は、第２条の売買代金から前条第１項の契約保証金を控除した金　　円を甲の発行する納入通知書により令和　　年　　月　　日（以下「納期限」という。）までに甲の指定する場所において支払うものとする。

２　乙は、やむを得ない事由により前項に定める納期限までに支払うことができないときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面及び支払予定日を記載した書面を甲に申請し、書面による承認を得なければならない。この場合において、乙は、支払予定日までに第５条に定める遅延損害金と合わせて前項に定める金額を支払うこと。

３　契約保証金は、乙が第１項に定める金額（第５条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）を支払ったときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（遅延損害金）
第５条　乙は、売買代金を納期限までに支払わないときは、納期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、未払い金額に当該納期限が経過した日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）
第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。
２　売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿のまま甲から乙に引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）
第７条　乙は、前条第１項により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく、所有権移転の登記を嘱託するものとする。
２　前項の登記に必要な登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）
第８条　乙は、次のいずれかに該当する場合甲に対し、売買代金の減額、若しくは損害賠償、追完の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、甲が知っていたにもかかわらず告げなかった事実についてはこの限りではない。
（１）この契約締結後に、売買物件に数量不足があることが判明した場合
（２）契約締結後、理由の如何を問わず、売買物件に地盤の沈下、不等沈下、陥没、変形、吸い出し現象（埋立地内の土砂が吸い出しされる現象）等による地盤の変状が発生した場合
（３）甲から説明されているか否かを問わず、売買物件に何らかの地中埋設物（自然物、人工物を問わない。）が存在し、これにより当該物件上に建築物を建て、工作物を設置し、あるいは物資を置くなどの土地利用をするに際し、通常予想されるより多くの費用を要することになった場合
（４）契約締結後、売買物件である土地の土壌（又は建物等）から何らかの有害物質が発見された場合
（５）契約締結後、売買物件である建物その他の施設の損傷等が確認された場合
２　乙は契約の内容に不適合があることを知ってから１年以内に甲に不適合の内容を通知しなければならない。

（用途制限）
第９条　乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
２　乙は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。） の事務所の用に供してはならない。

３　乙は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供してはならない。

４　乙は、売買物件を競馬法（昭和23年法律第158号）第６条及び第22条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第８条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用に供してはならない。

５　乙は、売買物件を法令や公序良俗に反する業の用に供してはならない。

６　乙は、前５項に規定する用途に供されることを知りながら、売買物件の第三者への所有権移転又は貸付をしてはならない。

（売買物件の貸付）

第10条　乙は、売買物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務内容を借主に義務付けなければならない。

（実地調査等）

第11条　甲は、前２条に定める事項について必要と認めるときは、売買物件について現地に調査し、又は乙に対し必要な報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は次の各号のいずれかに該当しているときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その賠償の責めを負わないものとする。

（１）代表一般役員等（乙の代表役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

（３）代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

（４）代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有し

ていると認められるとき。
（５）契約等の相手方が（１）から（４）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
（６）（１）から（４）までのいずれかに該当する者と委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（（５）に該当する場合を除く。）に、甲が当該委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
（７）代表一般役員等が団体規制法第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体の役職員又は構成員であるとき。

（違約金）
第13条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。
（１）第９条及び第10条に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、売買代金の３割に相当する額
（２）前号の場合を除き、この契約に定める義務を履行しないため契約を解除されたときは、売買代金の１割に相当する額（ただし、第３条第４項の規定により契約保証金が甲に帰属するものとなった場合は除く）
２　前項の違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（原状回復義務）
第14条　乙は、第12条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）
第15条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等請求権の放棄）
第16条　乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求できないものとする。

（返還金）
第17条　甲は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

２　甲は、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の遅延損害金及び乙の負担した契約の締結に要する費用は返還しない。

（返還金の相殺）
第18条　甲は、前条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第５条の遅延損害金、第13条の違約金、第14条の減損額又は第15条の損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部とその返還金とを相殺するものとする。

（契約の費用）
第19条　この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（信義誠実の義務）
第20条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（管轄裁判所）
第21条　この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定）
第22条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

売主（甲）　高松市番町四丁目１番１０号

香川県

香川県知事　池田　豊人

買主（乙）　（住所）

（氏名）

売買物件の表示

（土地の部）

所在	登記地目	現況	公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）
高松市木太町2463番9	宅地	宅地	1,429.22	1,429.22

（建物の部）

所在地	用途	構造	床面積（㎡）
高松市木太町2463番9	共同住宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根３階建	592.83
高松市木太町2463番9	共同住宅	鉄筋コンクリート造 陸屋根３階建	592.83
高松市木太町2463番9	物置・ 自転車置場	コンクリートブロック造 波形鉄板葺平屋建	55.35
高松市木太町2463番9	物置・ 自転車置場	コンクリートブロック造 波形鉄板葺平屋建	84.07

（工作物等の部）

種類	数量
各種設備、囲障等	一式

物　件　調　書

所　在　地	高松市木太町2463番９						
現況地目及び面積	宅地				合計面積	工作物	一式
	1429.22㎡				1429.22㎡	立竹木	なし
登記事項	地　　番	2463番9					
	地　　目	宅地					
	数　　量	1429.22㎡					

接面道路（南側）	方位	道路種別	幅員	方位	道路種別	幅員
	南	県道（法第42条第１項第１号道路）	約18.5m			

法令制限	都市計画法	都市計画	都市計画区域内(非線引き)			
		用途地域	準工業地域	指定建蔽率	60%	指定容積率 200%
		地域・地区	宅地造成等工事規制区域			
		高度制限	なし（斜線制限を除く）	防火指定	法第22条指定区域	
	建築基準法					
	その他	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、景観計画区域（一般区域）、居住誘導区域内				

供給処理施設の状況	種　　別	供給	事業所名	負担金等
	電　　気	可		
	公共水道	可	香川県広域水道企業団	
	公共下水道	可	高松市下水道業務課	
	都市ガス	不可		

交通機関	鉄道等	JR高徳線「木太町」駅まで約0.68km（道路距離）	
公共施設	木太北部コミュニティーセンター	木太北部小学校	玉藻中学校
建物の概要	別紙１のとおり		
参考事項	別紙２のとおり		

（注）本物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。
必ず入札参加者自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

［別紙１］建物の概要

所在	高松市木太町2463-９（住居表示）		
区別	主である建物	主である建物	附属建物
用途	共同住宅	共同住宅	物置・自転車置き場
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建	鉄筋コンクリート造陸屋根３階建	コンクリートブロック造波形鉄板葺平屋建
床面積	592.83㎡	592.83㎡	55.35㎡
建築時期	昭和54年３月23日新築	昭和54年3月23日新築	昭和54年3月23日新築
部屋数等	9戸	9戸	

所在	高松市木太町2463-９（住居表示）		
区別	附属建物		
用途	物置・自転車置き場		
構造	コンクリートブロック造波形鉄板葺平屋建		
床面積	84.07㎡		
建築時期	昭和54年3月23日新築		
部屋数等			

［別紙２］参考事項

1　共通

〇土地、建物、工作物（定着物及び附属物を含む。）を現状有姿のまま、一体で売却する。

〇新築時から令和７年12月まで「警察官待機宿舎」として使用していた。

〇当該物件を含む周辺地域は、「高潮浸水想定区域」「洪水浸水想定区域」」「津波浸水想定区域」「ため池（高松市神内上池、松尾池、公渕池、城池決壊時）浸水想定区域」に該当する。

〇不要な設備・備品等を撤去する場合に係る費用は購入者の負担となる。

〇自治会（蝦中（エビスナカ）自治会）に関する内容（ゴミ収集等）については、木太コミュニティセンターと協議すること。

〇汚水の排水は下水道に行われている。下水道は引込・接続済であり、下水道事業受益者負担金についても支払済である。本物件の所有者変更があった場合、新たな所有者に負担金の支払いが発生しないことを高松市に確認している。

〇雨水の排水は近隣の水路に行われている。利用に際しては水利組合への排水負担金が発生するため、高松市木太土地改良区を通じて新開水利組合へ連絡し、必要な手続きをすること。

〇希望者は、土地の境界確認資料、建物新築時の計画通知書・検査済証・図面等の閲覧が可能である。事前に財産経営課（087-832-3074）まで問い合わせること。（当該図面等と現況が異なる場合は、現況が優先する。）

〇敷地西隣の建物の一部が、こちら側の敷地内へ越境している。また、敷地北側と東側の工作物（排水管、ブロック塀）の一部が、それぞれ北隣と東隣の敷地へ越境している。

2　土地

〇土壌汚染調査、地下埋蔵物調査及び地盤調査は実施していない。

〇敷地内にＮＴＴの電柱等が１本あるので、その取扱いについては所有者と協議すること。（別図のとおり）

3　建物

〇主である建物、附属建物とも建物の表題登記をしていない。

〇建物、建物付属設備、機械等は、購入者の負担により点検・修理、場合によっては交換が必要である。

〇アスベスト調査、建物現況調査及び耐震診断は実施していない。

〇主である建物の外壁の爆裂、屋根材（破風・鼻隠し）の塗装剥がれや脱落、屋上防水シートの一部剥がれ、内装の結露・雨漏りによる劣化等が確認された。

物件番号	1

案　　内　　図

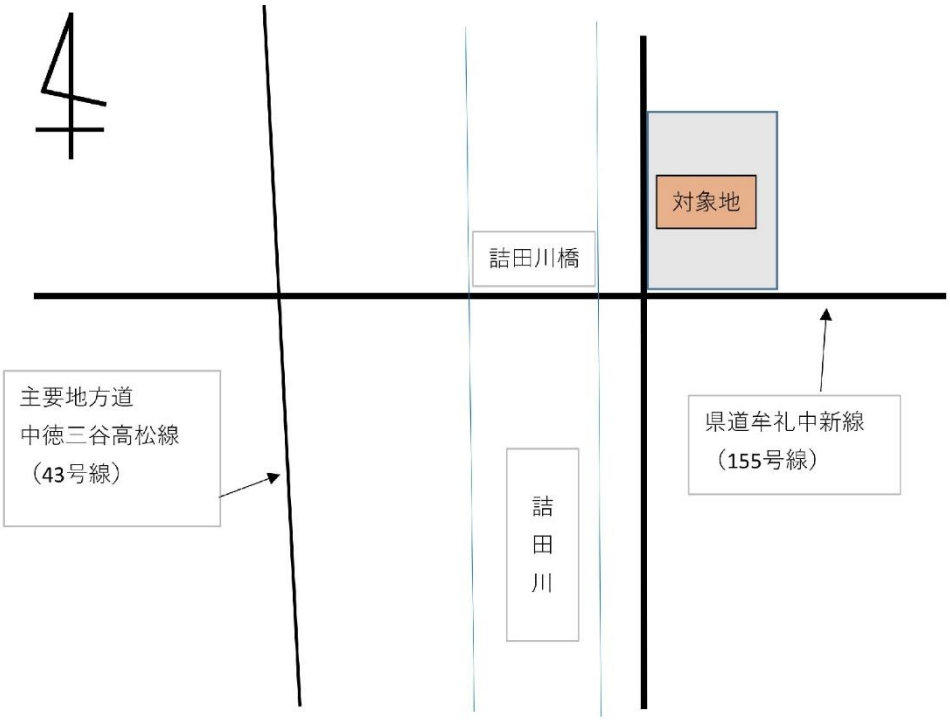

明　　細　　図

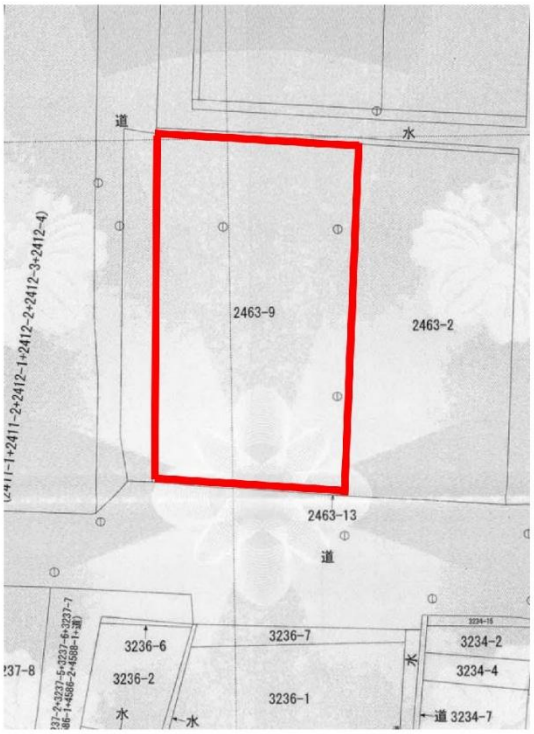

※2463－13は対象外

物件番号	1

物件番号	1

※南棟と同型の凸型の建物です（撮影場所の制約上、
２枚に分けて撮影しています。）

物件番号	1
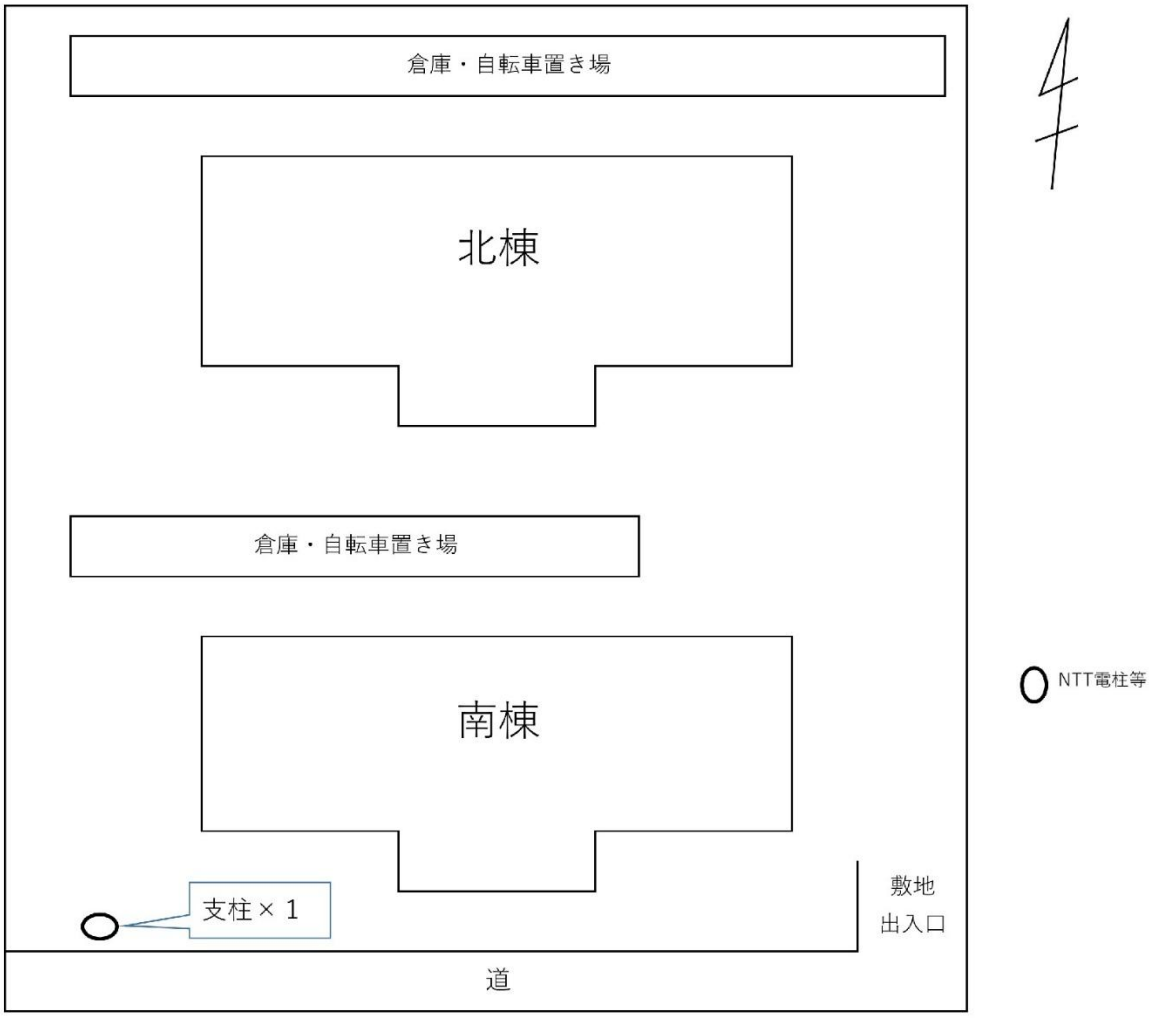
［別図］普通財産貸付承認物件概略図